

# 文教委員会資料①

## 1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

- (6) 議案第80号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

資料1 議案第80号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和8年5月27日)

## 議案第 80 号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

児童福祉法施行規則の一部改正（令和 8 年内閣府令第 11 号）

### 2 改正内容

上記 1 に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「第 5 条の 2 の 8」→「第 5 条の 2 の 8 第 1 項」

### 3 施行期日

公布の日から施行

## 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和 7 年 3 月 26 日 条例第 28 号 (児童指導員の資格)</p>	<p>○川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和 7 年 3 月 26 日 条例第 28 号 (児童指導員の資格)</p>
<p>第 21 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準府令第 21 条第 1 項第 1 号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）<b>第 5 条の 2 の 8 第 1 項</b>に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しく</p>	<p>第 21 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準府令第 21 条第 1 項第 1 号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）<b>第 5 条の 2 の 8</b>に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しく</p>

改正後	改正前
<p>は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(10) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(11) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>	<p>は通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(10) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(11) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>